7　雇用開発

（1） 雇用安定等給付金支給状況（29年度）

（金額単位：千円）

項目 / 安定所別	特定求職者雇用開発助成金		雇用調整助成金（中小企業）		労働移動支援助成金		トライアル雇用奨励金		キャリア形成促進助成金		キャリアアップ助成金		障害者雇用促進等助成金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岐阜	1,482	372,648	135	25,203	8	3,500	211	23,110	320	150,605	366	287,258	44	9,415
大垣	476	132,410	8	853	8	4,800	72	7,785	98	41,506	102	100,141	7	12,141
多治見	668	163,002	73	7,657	1	800	134	15,200	92	31,086	152	112,943	18	6,224
高山	268	72,000	4	1,980	－	－	34	3,940	44	19,534	25	15,187	14	6,211
恵那	65	16,608	－	－	－	－	9	1,080	15	3,899	21	21,070	－	－
関	321	78,814	45	4,101	2	2,700	75	8,210	26	16,188	57	50,038	11	3,567
美濃加茂	229	58,295	14	1,715	－	－	42	4,360	23	11,121	26	19,836	3	750
中津川	111	27,430	12	1,742	－	－	49	5,450	21	3,250	22	19,600	－	－
計	3,620	921,207	291	43,251	19	11,800	626	69,135	639	277,189	771	626,073	97	38,307

（注）支給金額は千円未満四捨五入のため安定所別の計が合計と一致しないことがある。

8　需給調整

岐阜労働局 労働者派遣・職業紹介事業所数

岐阜労働局　需給調整事業室

平成30年3月31日　現在

	労働者派遣		職業紹介						
			有料		無料				
					許可		届出		
							特別の法人		地方公共団体
	許可	特定		技能実習		技能実習		技能実習	
岐阜	160	165	115	(4)	15	(4)	80	(79)	5
大垣	58	62	33	(0)	3	(3)	14	(14)	1
(揖斐)	(9)	(3)	(6)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
多治見	37	53	26	(0)	1	(0)	4	(4)	2
高山	5	8	6	(0)	1	(0)	1	(1)	3
恵那	6	1	5	(0)	0	(0)	0	(0)	0
関	3	16	2	(0)	0	(0)	9	(9)	0
(岐阜八幡)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(0)
美濃加茂	15	16	7	(0)	0	(0)	6	(6)	0
中津川	10	10	4	(1)	0	(0)	0	(0)	1
合計	294	331	198	(5)	20	(7)	114	(113)	12
	625		344						

※　(　) 内は内数

☆　事業所名等につきましては、「人材サービス総合サイト」
(http://www.jinzai-sougou.go.jp/)から検索することができます。

９　用語の定義

【職業紹介・雇用保険関係】

用語の定義

[職業紹介関係]

(一般関係)

1　就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

(1)　就業形態

①　一　　般

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

②　パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

(2)　雇用期間

①　常　　用

雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(③季節労働を除く。)をいう。

②　臨　　時

雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

③　季　　節

季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。

④　日　　雇

日々雇用されるもの、又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

(3)　雇用形態

雇用期間及び就業形態を組み合わせたもので、システム集計における用語は、特に断りない限り、この雇用形態に関する定義が用いられる。

＜各定義の相互関係＞

【求人の雇用形態A】

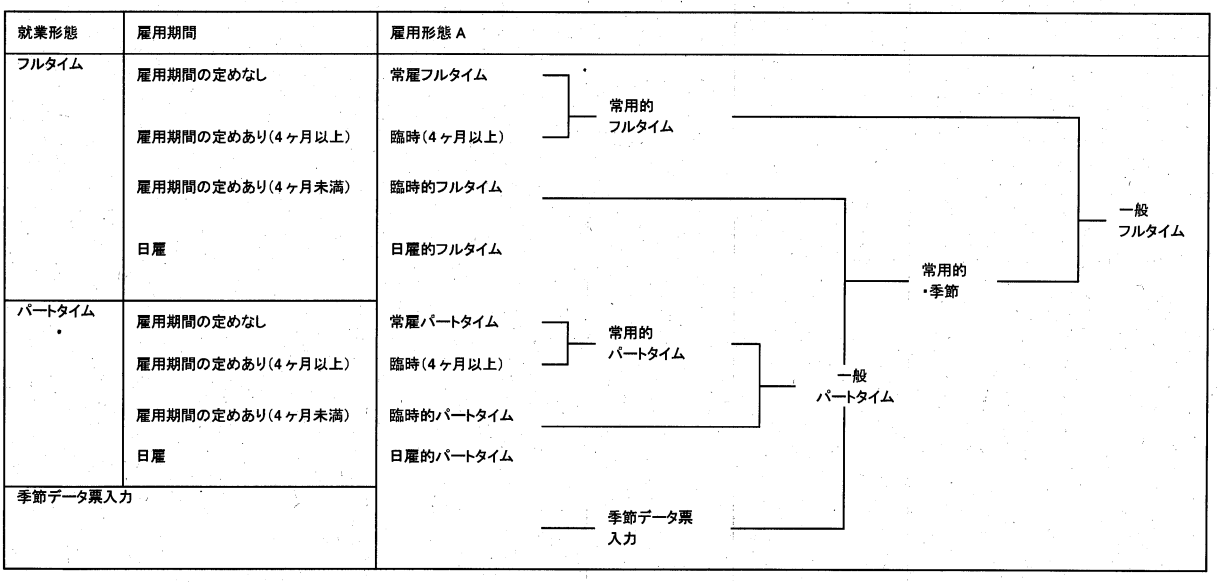

【求職の雇用形態A】

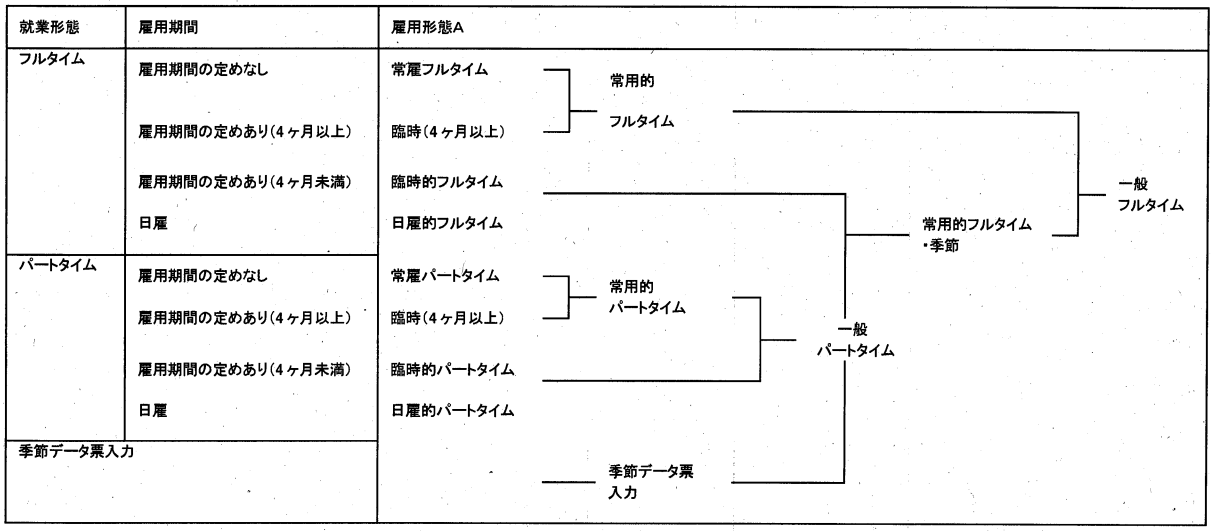

2　求人・充足関係

(1)　新規求人数

計上月中に新たに受理した求人数をいう。

(2)　前月から繰り越された有効求人数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。（有効期間は、原則求人を受理した日の２か月後の月末）

(3)　月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と計上月の「新規求人数」の合計をいう。

(4)　充　足　数

自安定所の求人が安定所（他安定所を含む。）の紹介あっせんにより求職者と結びついた件数をいう。

(5) 発求人数

計上月中に他安定所（同一安定所の本所、出張所、分室、パートバンクを含む。）へ連絡した求人数をいう。求人１件につき、計上月中に他安定所へ連絡を行った求人数の合計が計上される。ただし、管内外別に合計が採用予定人数の計を上回る場合は採用予定人数の計が計上される。

(6) 発求人延数

計上月中に他安定所（同一安定所の本所、出張所、分室、パートバンクを含む。）へ連絡した求人延数をいう。

(7) 受求人数

計上月中に他安定所（同一安定所の本所、出張所、分室、パートバンクを含む。）から連絡を受けた求人数をいう。

3 求職・就職関係

(1) 新規求職申込件数

計上月中に新たに受理した求職申込みの件数をいう。

(2) 前月から繰り越された有効求職者数

計上月の前月末日現在において、有効期間が計上月以降にまたがっている就職未決定の求職者数をいう。（有効期間は原則求職を受理した日の２か月後月末）

(3) 月間有効求職者数

「前月から繰り越された有効求職者数」と計上月の新規求職申込件数の合計をいう。

(4) 紹介件数

計上月中に求職者と求人の結合を図るため、自安定所で行った紹介の件数（他安定所受理求人への紹介も含む。）をいう。

(5) 就職件数

計上月中に自安定所の求職者が、安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

(6) 雇用保険受給者

雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給（各種延長給付を含む。）を終了するまでの者をいう。また、雇用保険受給者には短時間受給資格者を含み、高年齢受給資格者、高年齢短時間受給資格者及び短期特例受給資格者は含まない。

（新規学卒関係）

学校教育法第１条の規定による中学校、高等学校（ただし、専攻科、別科を除く。）、盲学校、聾学校及び養護学校の新規卒業（予定）者の卒業後の常用就職に係る取り扱い数をいう。（数値は卒業年の６月末までの取り扱い件数。）

＜求人倍率について＞

(1) 有効（新規）求人倍率

有効（新規）求職に対する有効（新規）求人の比率をいい、有効（新規）求職者一人あたりの有効（新規）求人数をあらわす。

有効（新規）求人倍率 ＝ 月間有効（新規）求人数 ÷ 月間有効（新規）求職者数

求人倍率には原数値と季節調整値があり、通常季節調整値を多く用いる。原数値は年度平均や安定所単位の求人倍率として用いられる。また、単に求人倍率という場合は、有効求人倍率を指すことが多い。

(2) 季節調整値

景気の動きには直接関係なく、単に一年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値のこと。これによって月々の変化を適正に評価することができる。

季節調整値 ＝ 原数値 ÷ 季節指数 × 100 によって求められる。「季節指数」は年間の季節変動を表す指標であり、その年１年間はこれを基にして季節調整値を算出する。この季節調整値の数値は、その１年間のデータが追加される毎に過去に遡って修正されるが（季節調整替え）、これは季節指数が向こう１年間を予測した指数であるため、当該１年間の実数値が判明した段階で再計算を行う必要があるからである。この修正の度合いは直近のものほど大きくなる。

［雇用保険関係］

雇用保険法に基づく用語は次のとおりである。

1　被保険者の種類

一　般
- 短時間労働被保険者以外の一般被保険者
- 短時間労働被保険者である一般被保険者 ―――― 短時間労働被保険者

高齢者
- 短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者
- 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者 ／ 短時間労働被保険者

特例……短期雇用特例被保険者

(1) 短時間労働被保険者とは、短時間就労者のうち　①１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であること　②１年以上引き続き雇用されることが見込まれることの２つの要件を満たす者をいう。

（雇用保険制度でいう短時間就労者とは、１週間の所定労働時間が同一の適用事業に雇用される通常の労働者より短く、なおかつ１週間の所定労働時間が 40 時間未満の者である）

(2) 高年齢継続被保険者とは、同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以降の日において雇用されている者（特例又は日雇を除く）をいう。

(3) 短期雇用特例被保険者とは、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者をいう。

2 失業等給付の種類

(1) 求職者給付

① 一般被保険者の求職者給付

一般被保険者の求職者給付には、基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当の４種類があり、基本手当の受給期間は原則として離職の日の翌日から起算して１年間だが、種々の理由により延長される場合がある。

② 高年齢継続被保険者の求職者給付

高年齢継続被保険者が失業した場合は、一時金として高年齢求職者給付金が支給される。

③ 短期雇用特例被保険者の求職者給付

短期雇用特例被保険者が失業した場合は、特例一時金が支給される。

(2) 就職促進給付

就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費がある。

(3) その他

教育訓練給付、雇用継続給付がある。

3 失業給付関係

(1) 離職票交付枚数

安定所が被保険者資格を喪失した者に交付した離職票の枚数をいう。

(2) 離職票提出件数

求職者給付を受けようとする者が安定所に離職票を提出した件数をいう。

(3) 受給資格決定件数

受付けた離職票を審査して、安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

(4) 初回受給者数

同一求職者給付の受給期間内において当該給付の第１回目の支給を受けた者の数をいう。

(5) 受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給資格者の実数をいう。